

調査項目の見直し（案）

2008年漁業センサス
漁業経営体調査(漁業経営体調査票)の見直し(案)

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査対象	漁業経営体(会社組織等を除く)	〔継続〕	
調査範囲	海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体	〔継続〕	
調査系統	本 都 市 調 道 区 査 省 府 町 村 員	〔継続〕	
調査方法	調査員による面接聞き取り及び報告者が調査票の一部に直接記入する自計申告の方法	<u>報告者が直接記入する自計申告の方法</u>	○調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から、自計申告調査へ移行
調査項目	【指標欄】 大海区 都府県(支庁) 市区町村 漁業地区 基本調査区 客体一連番号 経営組織 ├ 個人(共同経営に参加、不参加) ├ 漁協 ├ 生産組合 └ 共同経営	〔継続〕	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【世帯員について】 1 満15歳以上の世帯員の就業状況 (漁業に従事しているかどうかにかかわらず満15歳以上全ての世帯員について世帯員ごとに記入) 名前 世帯員番号 平成15年11月1日現在の年齢 性別 世帯の経済的中心者 本年3月に学校を卒業した人 <u>過去1年間仕事に従事しなかった人</u> 過去1年間に従事した仕事 └ 自営漁業 └ <u>自営農業</u> └ その他の自営業 └ <u>水産加工業</u> └ <u>遊漁案内業</u> └ <u>旅館・民泊業</u> └ その他 └ 共同経営に出資従事 └ 漁業雇われ └ 漁業以外の仕事に雇われ └ 漁業関連施設 └ 常雇 └ <u>臨時雇・日雇</u> └ その他 └ 常雇 └ <u>臨時雇・日雇</u> 過去1年間に従事した仕事のうち 主な仕事 a 自営漁業とそれ以外の仕事との 主従関係	1 <u>漁業従事者の就業状況</u> (漁業に従事している満15歳以上の世帯員だけを世帯員ごとに記入) 世帯員番号 平成15年11月1日現在の年齢 性別 世帯の経済的中心者 <u>新規就業者</u> └ うち本年3月に学校を卒業した人 過去1年間に従事した仕事 └ 自営漁業 └ <u>その他の自営業</u> └ 共同経営に出資従事 └ 漁業雇われ └ 漁業以外の仕事に雇われ 過去1年間に従事した仕事のうち 主な仕事 自営漁業とそれ以外の仕事との 主従関係	○これまで満15歳以上のすべての世帯員について世帯員ごとに就業状況を把握していたが、報告者の負担軽減を配慮しつつ、漁業経営に着目した統計を作成するため、漁業従事者のみを世帯員ごとに就業状況を把握。なお、漁業従事者とは、陸上作業、海上作業の日数を問わず漁業に1日でも従事したものととする。 ○新規就業者(過去に漁業をしていなかった者、副業として漁業をした者のうち新たに漁業を本業とした者)について新たに把握。 ○その他の自営業については、自営農業も含め、報告者負担軽減の観点から一括して把握。兼業状況については、家としての兼業種類の項目で把握。 ○漁業以外の仕事の雇われの状況については、報告者負担軽減の観点から一括して把握。

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	1 満15歳以上の世帯員の就業状況 (つづき) 過去1年間に漁業に従事した人 └ 自営漁業 └ 22 海上作業従事日数 └ 23 従事作業の最も長い漁業種類 └ 24 その時の船が10トン以上 └ 25 陸上作業に従事した人 └ 26 自営漁業の経営主 └ 漁業雇われ又は共同出資者 └ 27 海上作業従事日数 └ 28 従事作業の最も長い漁業種類 └ 29 その時の船が10トン以上 └ 30 陸上作業に従事した人 └ 31 自営漁業の後継者 32 自営漁業の経営者の配偶者 33 自営漁業の後継者の配偶者 (人数を記入) 満14歳以下の世帯員数は何人ですか └ 男 └ 女	1 漁業従事者の就業状況(つづき) 過去1年間に漁業に従事した人 └ 自営漁業 └ 海上作業従事日数 └ 従事作業の最も長い漁業種類 └ その時の船が10トン以上 └ 陸上作業に従事した人 (人数を記入) 世帯員数は何人ですか └ 男 └ 女 うち満14歳以下の世帯員数は何人ですか └ 男 └ 女	○ 報告者負担軽減の観点から、自営漁業に関するものに限定、共同経営、漁業雇われに関するもの、自営漁業の経営者の配偶者、自営漁業の後継者の配偶者に関するものについては削除。 ○ 自営漁業の経営主の把握については、記入欄の先頭行を経営主専用として設定することにより、間接的に把握することにするため、選択項目から削除。 ○ 満15歳以上の世帯員のうち漁業に従事していない人を世帯員ごとに就業状況を把握しないことから、世帯員数を把握することができなくなるため、全世帯員数を把握。
		2 後継者の有無 自営漁業の後継者はいますか	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	2 家としての兼業種類は何ですか <u>主な兼業種類</u> (全て選択) ├ 自営農業 ├ <u>その他の自営業</u> ├ 水産加工業 ├ 遊漁案内業 ├ 旅館・民宿業 └ その他 ├ 共同経営に出資従事 ├ <u>漁業雇われ</u> ├ <u>漁業以外の仕事に雇われ</u> ├ <u>漁業関連施設</u> ├ 常雇 ├ 臨時雇・日雇 └ その他 ├ <u>その他</u> ├ 常雇 ├ 臨時雇・日雇 自営漁業と兼業の主従関係 <u>自営漁業と共同経営を合わせた収入とそれ以外の兼業を合わせた収入との関係について</u>	3 家としての兼業種類は何ですか <u>営んだ兼業種類</u> (全て選択) ├ 水産加工業 ├ <u>民宿</u> ├ 遊漁船業 └ その他 <u>営んだ兼業種類の状況</u> (該当者記入) <u>漁家民宿の利用客数</u> <u>遊漁船業の利用客数</u> 〔継続〕 〔削除〕	○その他には、自営農業、共同経営に出資従事、漁業雇われを含む。 ○漁業経営の多角化の実態をより詳細に把握するとともに、地域の活性化や漁業資源との関係をみる指標として利用するため新設 ○報告者負担の軽減の観点から、自営漁業と兼業の関係のみ把握、共同経営を含めた関係については削除

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【漁船について】 1 使用した漁船の種類 (全て選択) 動力船 船外機付船 無動力船	〔継続〕	○漁船に関する調査項目については、報告者の負担軽減の観点から調査項目を簡素化
	2 過去1年間に使用した無動力船、船外機船のうち11月1日現在の保有隻数 (記入) 無動力船 船外機付船		
	3 動力船 過去1年間に使用した動力船 漁船名 トン数 新トン数の適用を受けた船の確認 11月1日現在の保有の有無 11月1日現在経営体が保有している動力船 馬力数 新馬力数の適用を受けた船 竣工年 漁船の利用状況 単一操業 複数操業 過去1年間の出漁日数 販売金額1位の漁業種類 乗組員数 15～29歳 30～39歳 40～49歳 男子 50～59歳 60～64歳 65歳以上 女子 外国人	3 動力船 過去1年間に使用した動力船 トン数 11月1日現在の保有の有無 11月1日現在経営体が保有している動力船 竣工年 過去1年間の出漁日数 販売金額1位漁業種類	○報告者負担の軽減の観点から、漁船名、新トン数の適用を受けた船の確認については、削除 ○報告者負担の軽減の観点から、漁業経営との関連性が強い項目に限定して把握。乗組員については、漁業従事者数の中で把握

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【漁業経営について】 1 過去1年間に営んだ漁業種類 (全て選択) <u>活魚販売を行った漁業種類</u> 《漁業種類》 遠洋底びき網 以西底びき網 沖合底びき網1 そうびき 沖合底びき網2 そうびき 小型底びき網縦びき1種 小型底びき網縦びきその他 小型底びき網横びき 船びき網ひき回し網 船びき網ひき寄せ網 <u>地びき網</u> 大中型まき網1 そうまき 遠洋 かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき 近海 かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき その他 大中型まき網2 そうまき 中・小型まき網巾着網1 そうまき 中・小型まき網巾着網2 そうまき 中・小型まき網その他のまき網 さけ・ます流し網 かじき等流し網 その他の刺網 さんま棒受網 <u>その他の敷網</u> 大型定置網 さけ定置網 小型定置網 その他の網漁業 遠洋まぐろはえ縄 近海まぐろはえ縄 沿岸まぐろはえ縄 その他のはえ縄	1 過去1年間に営んだ漁業種類 (全て選択) <u>営んだ漁業種類</u> <u>販売金額一位の漁業種類</u> <u>販売金額二位の漁業種類</u> 《漁業種類》 ┐ 遠洋底びき網 ┐ 沖合底びき網 ┐ 小型底びき網 ┐ 船びき網 大中型まき網1 そうまき 遠洋 かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき 近海 かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき その他 大中型まき網2 そうまき ┐ 中小型まき網 ┐ さけ・ます流し網 かじき等流し網 その他の刺網 さんま棒受網 大型定置網 さけ定置網 小型定置網 その他の網漁業 遠洋まぐろはえ縄 近海まぐろはえ縄 沿岸まぐろはえ縄 その他のはえ縄	○ 営んだ漁業種類、販売金額一位及び二位の漁業種類については、海面漁業生産統計調査とのデータリンケージを止めることから、改めて把握 ○ 活魚販売の項目については、報告者の負担軽減の観点から削除 ○ 漁業種類については、海面漁業生産統計と対比が可能となるよう設定。 ○ まぐろ養殖を追加。

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	《漁業種類(つづき)》 遠洋かつお一本釣 近海かつお一本釣 沿岸かつお一本釣 遠洋いか釣 近海いか釣 沿岸いか釣 さば釣 ひき縄釣 その他の釣 小型捕鯨 潜水器漁業 採貝 採藻 その他の漁業 ぎんざけ養殖 ぶり類養殖 まだい養殖 ひらめ養殖 その他の魚類養殖 ほたてがい養殖 かき類養殖 その他の貝類養殖 くるまえび養殖 ほや類養殖 その他の水産動物類養殖 こんぶ類養殖 わかめ類養殖 のり類養殖 その他の海藻類養殖 真珠養殖 真珠母貝養殖	《漁業種類(つづき)》 遠洋かつお一本釣 近海かつお一本釣 沿岸かつお一本釣 遠洋いか釣 近海いか釣 沿岸いか釣 ひき縄釣 その他の釣 小型捕鯨 潜水器漁業 丁採貝・採藻 その他の漁業 ぎんざけ養殖 ぶり類養殖 まだい養殖 ひらめ養殖 まぐろ養殖 その他の魚類養殖 ほたてがい養殖 かき類養殖 その他の貝類養殖 くるまえび養殖 ほや類養殖 その他の水産動物類養殖 こんぶ類養殖 わかめ類養殖 のり類養殖 その他の海藻類養殖 真珠養殖 真珠母貝養殖	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	2 過去1年間に営んだ漁業種類の 漁業制度 (全て選択) 大臣許可漁業 知事許可漁業 大臣承認漁業 漁業権漁業 自由漁業 その他	〔削除〕	○漁業種類によりある程度の判断が可能であり、報告者の負担軽減の観点から削除
	3 海面漁業養殖について (記入) 魚類養殖の規模 └ 魚類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ぶり類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ まだい養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ひらめ養殖 └ 養殖場の施設面積 └ うち、陸上水槽の面積 └ 使用面積 ほたてがい養殖の養成貝数 採苗から1年未満 採苗から1年以上2年未満 採苗から2年以上	3 海面漁業養殖について (記入) 魚類養殖の規模 └ 魚類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ぶり類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ まだい養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ひらめ養殖 └ 養殖場の施設面積 └ うち、陸上水槽の面積 └ 使用面積 └ まぐろ養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 〔継続〕	○まぐろ養殖の施設規模を追加

区 分	2003年漁業センサス	改正案	説 明
調査項目 (つづき)	3 海面漁業養殖について(つづき) かき類養殖の規模 └ いかだ垂下式、簡易垂下式 └ 台数 └ 1台平均面積 └ はえ縄式 └ 幹縄の長さ └ 地まき式、そだひび式 └ 養殖場の面積 わかめ類養殖の規模 幹縄の長さ 種糸を付けた縄の長さ のり類養殖の規模 養殖施設の面積 真珠養殖の規模 いかだ台数 真珠母貝養殖の規模 いかだ台数 4 漁業従事者数について(記入) 11月1日現在の漁業の海上作業 の従事者数 └ 社 族 └ 家族 └ 雇用者 └ 社 └ 同一市町村 └ <u>その他の県内</u> └ <u>県外</u> └ うち外国人	3 海面漁業養殖について(つづき) 4 漁業従事者数について(記入) [継続]	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	4 漁業従事者数について(記入) (つづき)	4 漁業従事者数について(記入) 上記雇用者のうち、満15歳以上でかつ過去1年間に30日以上海上作業に従事した人数(性別、年齢階層別) 雇用者 └ 計 └ 外国人 └ 新規就業者 └ 男 └ 15～19歳 └ 20～24歳 └ 25～29歳 └ 30～34歳 └ 35～39歳 └ 40～44歳 └ 45～49歳 └ 50～54歳 └ 55～59歳 └ 60～64歳 └ 65～69歳 └ 70～74歳 └ 75歳以上 └ 女 └ 15～19歳 └ 20～24歳 └ 25～29歳 └ 30～34歳 └ 35～39歳 └ 40～44歳 └ 45～49歳 └ 50～54歳 └ 55～59歳 └ 60～64歳 └ 65～69歳 └ 70～74歳 └ 75歳以上	○新規就業者について新たに把握 ○漁業従事者世帯調査の廃止に対応し代替データを把握するために、性別、年齢階層別等で把握。同一市町村内の居住の項目については、前回データとの連続性を確保するため設定

区 分	2003年漁業センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	4 漁業従事者数について(記入) (つづき)	4 漁業従事者数について(記入) 上記雇用者のうち、満15歳以上で かつ過去1年間に30日以上海上作業 に従事した人数(性別、年齢階層 別) └─うち同一市町村に居住 └─男 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70～74歳 75歳以上 └─女 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70～74歳 75歳以上	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
(調査項目)	4 漁業従事者数について(つづき) 過去1年間の最盛期の漁業従事者数 └ 家族 └ 男 └ 女 └ 雇用者 └ 男 └ 女 過去1年間の最盛期の漁業の陸上作業のみ従事者数 └ 家族 └ 男 └ 女 └ 雇用者 └ 男 └ 女	4 漁業従事者数について(つづき) 〔削除〕 〔削除〕	○報告者負担軽減の観点から削除 ○報告者負担軽減の観点から削除
	5 過去1年間の漁業従事日数について (記入) 過去1年間に陸上作業も含め漁業に従事した日数 うち、海上作業従事日数	〔削除〕	○報告者負担軽減の観点から削除
	6 過去1年間の漁獲物の販売金額 経営体の総販売金額 (記入)	6 過去1年間の漁獲物の販売金額 経営体の総販売金額 (1つ選択) 100万未満 100～300万 300～500万 500～700万 700～800万 800～1000万 1000～2000万 2000～5000万 5000万～1億 1～2億 2～5億 5～10億 10億以上	○実額で把握した2005年農林業センサスの問題点を踏まえ、報告者の記入拒否を避けるため、販売金額規模の選択式に変更 (関係部局と調整中)

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	<u>うち、海面養殖の販売金額</u>	<u>うち、海面養殖の販売金額</u> <u>100万未満</u> <u>100～300万</u> <u>300～500万</u> <u>500～700万</u> <u>700～800万</u> <u>800～1000万</u> <u>1000～2000万</u> <u>2000～5000万</u> <u>5000万～1億</u> <u>1～2億</u> <u>2～5億</u> <u>5～10億</u> <u>10億以上</u>	(関係部局と調整中)
	7 - 1 <u>過去1年間の漁獲物の出荷先</u> (全て選択) <u>漁協の市場又は荷さばき所</u> <u>漁協以外の卸売市場</u> <u>流通業者・加工業者</u> <u>小売業者</u> <u>生協</u> <u>直販所</u> <u>自家販売</u> <u>その他</u> 7 - 2 <u>主な出荷先</u> (1つ選択)	[削除]	○報告者の負担軽減の観点から削除 (関係部局と調整中)
	【共同経営について】 1 <u>出資金</u> (1つ選択) 出資金なし又は現物出資のみ 10万円未満 10～30万円 30～50万円 50～100万円 100～200万円 200～500万円 500～1,000万円 1,000～3,000万円 3,000万円以上	[継続]	

区 分	2003年 漁業センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	2 出資者の員数 (記入)	〔 継 続 〕	
	3 漁船、漁網の所有形態 (1つ選択) 漁 船 ├ 共有 ├ もちより ├ 借入れ └ その他 漁 網 ├ 共有 ├ もちより ├ 借入れ └ その他	〔 削 除 〕	○ 報告者の負担軽減の観点から削除
	4 収益 (1つ選択) 収 益 が ├ あった └ なかった 分 配 を ├ した ├ しかたった 分 配 方 法 ├ 平等 ├ 出資口数 └ その他	〔 削 除 〕	○ 報告者の負担軽減の観点から削除
	【 地方漁業種類について 】	各都道府県の利活用状況を踏まえ 取扱いを検討	

2008年漁業センサス
漁業経営体調査（会社、官公庁・学校・試験場調査票）の見直し（案）

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査対象	漁業経営体（個人経営体を除く会社、官公庁、学校、試験場）	漁業経営体（ 個人経営体を除く会社 ）	○官公庁、学校、試験場については、販売を目的としないことから廃止
調査範囲	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体	〔継続〕	
調査系統	本 都 市 調 道 区 査 省 府 町 村 員	〔継続〕	
調査方法	調査客体の代表者が直接記入する自計申告の方法	〔継続〕	
調査項目	【指標欄】 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 基本調査区 客体一連番号 経営組織 〔会社〕 官公庁・学校・試験場	【指標欄】 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 基本調査区 客体一連番号	○会社のみが対象となるため、経営組織を削除

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【漁業経営について】 1 過去1年間に営んだ漁業種類 (全て選択) <u>活魚販売を行った漁業種類</u> 《漁業種類》 遠洋底びき網 以西底びき網 沖合底びき網1 そうびき 沖合底びき網2 そうびき 小型底びき網縦びき1種 小型底びき網縦びきその他 小型底びき網横びき 船びき網ひき回し網 船びき網ひき寄せ網 <u>地びき網</u> 大中型まき網1 そうまき遠洋かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまきその他 大中型まき網2 そうまき 中・小型まき網巾着網1 そうまき 中・小型まき網巾着網2 そうまき 中・小型まき網その他のまき網 さけ・ます流し網 かじき等流し網 その他の刺網 さんま棒受網 <u>その他の敷網</u> 大型定置網 さけ定置網 小型定置網 その他の網漁業 遠洋まぐろはえ縄 近海まぐろはえ縄 沿岸まぐろはえ縄 その他のはえ縄 遠洋かつお一本釣 近海かつお一本釣	1 過去1年間に営んだ漁業種類 (全て選択) <u>営んだ漁業種類</u> <u>販売金額一位の漁業種類</u> <u>販売金額二位の漁業種類</u> 《漁業種類》 ┐ 遠洋底びき網 ┐ 沖合底びき網 ┐ 小型底びき網 ┐ ┐ 船びき網 大中型まき網1 そうまき遠洋かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ 大中型まき網1 そうまきその他 大中型まき網2 そうまき ┐ 中小型まき網 ┐ さけ・ます流し網 かじき等流し網 その他の刺網 さんま棒受網 大型定置網 さけ定置網 小型定置網 その他の網漁業 遠洋まぐろはえ縄 近海まぐろはえ縄 沿岸まぐろはえ縄 その他のはえ縄 遠洋かつお一本釣 近海かつお一本釣	○ 営んだ漁業種類、販売金額一位及び二位の漁業種類については、海面漁業生産統計調査とのデータリンケージを止めることから、改めて把握 ○ 活魚販売の項目については、報告者の負担軽減の観点から削除 ○ 漁業種類については、海面漁業生産統計と対比が可能となるよう設定。 ○ まぐろ養殖を追加。

区 分	2003年漁業センサス	改正案	説 明
調査項目 (つづき)	《漁業種類(つづき)》 沿岸かつお一本釣 遠洋いか釣 近海いか釣 沿岸いか釣 さば釣 ひき縄釣 その他の釣 小型捕鯨 潜水器漁業 採貝 採藻 その他の漁業 ぎんざけ養殖 ぶり類養殖 まだい養殖 ひらめ養殖 その他の魚類養殖 ほたてがい養殖 かき類養殖 その他の貝類養殖 くるまえび養殖 ほや類養殖 その他の水産動物類養殖 こんぶ類養殖 わかめ類養殖 のり類養殖 その他の海藻類養殖 真珠養殖 真珠母貝養殖	《漁業種類(つづき)》 沿岸かつお一本釣 遠洋いか釣 近海いか釣 沿岸いか釣 ひき縄釣 その他の釣 小型捕鯨 潜水器漁業 丁 採貝・採藻 その他の漁業 ぎんざけ養殖 ぶり類養殖 まだい養殖 ひらめ養殖 まぐろ養殖 その他の魚類養殖 ほたてがい養殖 かき類養殖 その他の貝類養殖 くるまえび養殖 ほや類養殖 その他の水産動物類養殖 こんぶ類養殖 わかめ類養殖 のり類養殖 その他の海藻類養殖 真珠養殖 真珠母貝養殖	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	2 過去1年間に営んだ漁業種類の 漁業制度 (全て選択) 大臣許可漁業 知事許可漁業 大臣承認漁業 漁業権漁業 自由漁業 その他	[削除]	○漁業種類によりある程度の判断が可能であり、報告者の負担軽減の観点から削除
	3 海面漁業養殖について (記入) 魚類養殖の規模 └ 魚類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ぶり類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ まだい養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ひらめ養殖 └ 養殖場の施設面積 └ うち、陸上水槽の面積 └ 使用面積 ほたてがい養殖の養成貝数 採苗から1年未満 採苗から1年以上2年未満 採苗から2年以上	3 海面漁業養殖について (記入) 魚類養殖の規模 └ 魚類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ぶり類養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ まだい養殖 └ 養殖場の施設面積 └ 使用面積 └ ひらめ養殖 └ 養殖場の施設面積 └ うち、陸上水槽の面積 └ 使用面積 まぐろ養殖 養殖場の施設面積 使用面積 [継続]	○まぐろ養殖の施設規模を追加

区 分	2003年漁業センサス	改正案	説 明
調査項目 (つづき)	3 海面漁業養殖について(つづき) かき類養殖の規模 └ いかだ垂下式、簡易垂下式 └ 台数 └ 1台平均面積 └ はえ縄式 └ 幹縄の長さ └ 地まき式、そだひび式 └ 養殖場の面積 わかめ類養殖の規模 幹縄の長さ 種糸を付けた縄の長さ のり類養殖の規模 養殖施設の面積 真珠養殖の規模 いかだ台数 真珠母貝養殖の規模 いかだ台数 4 漁業従事者数について (記入) 11月1日現在の漁業の海上作業 の従事者数 └ 町 └ 同一市町村 └ <u>その他の県内</u> └ <u>県外</u> └ うち外国人	3 海面漁業養殖について(つづき) 4 漁業従事者数について [継続]	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)		4 漁業従事者数について(つづき) (記入) 上記雇用者のうち、満15歳以上で かつ過去1年間に30日以上海上作業 に従事した人数(性別、年齢階層 別) 雇用者 計 外国人 新規就業者 男 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70～74歳 75歳以上 女 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70～74歳 75歳以上	○新規就業者について新たに把握 ○漁業従事者世帯調査の廃止に対応し代替デ ータを把握するために、性別、年齢階層別 等で把握。同一市町村内の居住の項目につ いては、前回データとの連続性を確保する ため設定

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)		4 漁業従事者数について(つづき) (記入) 上記雇用者のうち、満15歳以上で かつ過去1年間に30日以上海上作業 に従事した人数(性別、年齢階層 別) └─うち同一市町村に居住 └─男 └─15～19歳 └─20～24歳 └─25～29歳 └─30～34歳 └─35～39歳 └─40～44歳 └─45～49歳 └─50～54歳 └─55～59歳 └─60～64歳 └─65～69歳 └─70～74歳 └─75歳以上 └─女 └─15～19歳 └─20～24歳 └─25～29歳 └─30～34歳 └─35～39歳 └─40～44歳 └─45～49歳 └─50～54歳 └─55～59歳 └─60～64歳 └─65～69歳 └─70～74歳 └─75歳以上	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	過去1年間の最盛期の漁業従事者数 - 家族 - 男 - 女 - 雇用者 - 男 - 女 過去1年間の最盛期の漁業の陸上作業のみ従事者数 - 家族 - 男 - 女 - 雇用者 - 男 - 女	〔削除〕 〔削除〕	○ 報告者負担軽減の観点から削除 ○ 報告者負担軽減の観点から削除
	5 過去1年間の漁業従事日数について (記入) 過去1年間に陸上作業も含め漁業に従事した日数 うち 海上作業従事日数	〔削除〕	○ 報告者負担軽減の観点から削除
	6 過去1年間の漁獲物の販売金額 (記入) 経営体の総販売金額	6 過去1年間の漁獲物の販売金額 (1つ選択) 経営体の総販売金額 100万未満 100～300万 300～500万 500～700万 700～800万 800～1000万 1000～2000万 2000～5000万 5000万～1億 1～2億 2～5億 5～10億 10億以上	○ 実額で把握した2005年農林業センサスの問題点を踏まえ、報告者の記入拒否を避けるため、販売金額規模の選択式に変更 (関係部局と調整中)

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【漁船について】 1 使用した漁船の種類 (全て選択) 動力船 船外機付船 無動力船	〔継続〕	○漁船に関する調査項目については、報告者の負担軽減の観点から調査項目を簡素化
	2 過去1年間に使用した無動力船、船外機船のうち11月1日現在の保有隻数 (記入) 無動力船 船外機付船		
	3 動力船 過去1年間に使用した動力船 漁船名 トン数 <u>新トン数の適用を受けた船の確認</u> 11月1日現在の保有の有無 11月1日現在経営体が保有している動力船 馬力数 <u>新馬力数の適用を受けた船</u> 竣工年 漁船の利用状況 単一操業 複数操業 過去1年間の出漁日数 販売金額1位の漁業種類 乗組員数 15～29歳 30～39歳 40～49歳 50～59歳 60～64歳 65歳以上 男子 女子 外国人	3 動力船 過去1年間に使用した動力船 トン数 11月1日現在の保有の有無 11月1日現在経営体が保有している動力船 竣工年 過去1年間の出漁日数 販売金額1位漁業種類	○報告者負担の軽減の観点から、漁船名、新トン数の適用を受けた船の確認については、削除 ○報告者負担の軽減の観点から、漁業経営との関連性が強い項目に限定して把握。乗組員については、漁業従事者数の中で把握

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
	【会社について】 1 本社・事業所の区分、会社の種類 本社・事業所の区分 └ 本社 └ 事業所 会社の種類 └ 株式 └ 合資 └ 合名 └ 有限	[継 続]	
	2 11月 1 日現在の従業員数 漁業以外の仕事も含めた全ての 従業員数(本社の場合は本社のみ)	[継 続]	
	3 本社について 事業所も含めた会社全体の従業員数 └ 計 └ 常雇 └ 臨時雇・日雇 資本金 └ 100万円未満 └ 100～200万円 └ 200～500万円 └ 500～1,000万円 └ 1,000～3,000万円 └ 3,000～5,000万円 └ 5,000万円～1億円 └ 1～10億円 └ 10億円以上 漁業の専兼区分 └ 専業 └ 兼業	[継 続]	

区 分	2003年漁業センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	3 本社について(つづき) 過去1年間の総販売金額に占める 漁業部門の割合 └ 25%未満 └ 25～50% └ 50～75% └ 75%以上 過去1年間に漁業以外に営んだ 事業の種類及び事業所数 └ 製造業 └ 水産加工業 └ その他 └ 卸売・小売業、飲食業 └ サービス業 └ その他 └ 冷蔵倉庫業 └ その他 過去1年間に漁業以外に営んだ 事業のうち販売金額が1位のもの 自社用冷凍・冷蔵工場数 子会社数 └ 漁業 └ 製造業 └ 水産加工業 └ その他 └ 卸売・小売業、飲食業 └ サービス業 └ その他 └ 冷蔵倉庫業 └ その他	〔 継 続 〕	
	【 地方漁業種類について 】	各都道府県の利活用状況を踏まえ 取扱いを検討	

2008 年 漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
調査対象	漁業管理組織（複数の漁業経営体により自主的な資源管理に関する取り組みを実施している文書の取り決めの組織）	漁業管理組織（複数の漁業経営体により自主的な資源管理に関する取り組みを実施している文書の取り決めの組織。運営主体が <u>漁業協同組合</u> に関する組織のみを対象）	○漁業管理組織のある漁業協同組合を対象に調査を実施。 （調査票については、管理組織毎に作成）
調査範囲	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある漁業管理組織	〔 継 続 〕	
調査系統	本 省 農政局・ 取りまとめセンタ - 統計・情報センタ -	本 省 農政局・ <u>農政事務所</u> 統計・情報センタ - <u>調査員</u>	○総人件費改革に伴う定員削減に対応するため、職員調査を廃止し、調査員調査へ移行 ○取りまとめセンタ - は農政事務所に再編。
調査方法	センター職員による面接聞き取り	調査員による調査客体への調査票配布・回収（自計申告）	○調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から、自計申告調査へ移行
調査項目	【指標欄】 1 大海区 2 都府県(支庁) 3 市区町村 4 <u>漁業地区</u>	【指標欄】 1 大海区 2 都府県(支庁) 3 市区町村	○最小集計単位を市町村とするため漁業地区は削除

2008 年 漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
Ⅴ 調査項目 （つづき）	〔 〕 組織の概要	〔 〕 組織の概要	
	1 管理対象魚種と漁業種類 2 1 1 月 1 日現在の参加漁業経営体 （ 1 ）実参加漁業経営体数（数） （記入） （ 2 ）管理対象漁業種類別の参加漁業 経営体数（数） （記入） 底びき網 上記以外の底びき網 刺網 釣り はえ縄 船びき網 採貝・採藻 定置網 その他の漁業 海面養殖業 上記以外の漁業 （ 3 ）参加漁業経営体の所在する地区 範囲 （ 1 つ選択） 1 漁業地区内 1 市町村内 複数の市区町村 都道府県全域 複数の都道府県	〔 継続 〕 〔 継続 〕 〔 継続 〕 （ 3 ）参加漁業経営体の所在する地 区範囲 （ 1 つ選択） 1 市町村内 複数の市区町村 都道府県全域 複数の都道府県	○ 最小集計単位を市町村とするため 漁業地区は削除

2008 年漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年 (第 11 次) 漁業センサス	改 正 案	説 明
V 調査項目 (つづき)	3 漁業管理を開始した時の状況 (新規出現客体のみ調査) 漁業管理を開始した契機について (全て選択) 漁獲量減少への対応 漁業資源の維持管理 漁場競合の排除 漁業者の競争排除 漁場の有効利用 漁場利用の均等化 その他	[削除]	○ 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除
	[] 漁業管理 ----- 1 過去 5 年間の通常時期に行った 漁業管理の内容 (1) 漁業資源の管理内容 (全て選択) 資源量の把握 漁獲(収穫)枠の設定 漁業資源の増殖 その他 (2) 漁場の管理内容について (全て選択) 漁場の保全 漁場の造成 漁場利用の取り決め 漁場の監視 その他	[] 漁業管理 ----- 過去 5 年間の通常時期に行った 漁業管理の内容 [継続] (2) <u>漁場の管理及び漁場環境の取 組みについて</u> (全て選択) 漁場の保全 <u>うち藻場・干潟の維持管理</u> <u>うち合成洗剤不使用の取組</u> 漁場の造成 漁場利用の取り決め 漁場の監視 <u>植樹活動、魚付き林の造成</u> その他	○ 海面漁業地域調査より調査項目を 移動(これにより、移動した調査 項目の藻場・干潟の維持管理、合 成洗剤不使用の取組み及び植樹活 動について、活動の有無の集計が 可能となる。)

2008 年漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
Ⅴ 調査項目 （つづき）	（３）漁獲の管理内容について （全て選択） 漁期の規制 漁法の規制 漁船隻数の規制 漁船トン数・馬力数の規制 漁具の規制 出漁日数の規制 操業時間の規制 漁獲（収穫）サイズの規制 漁獲量（収穫量）の規制 その他	〔継続〕	
	2 過去５年間に漁業管理に要した費用 （１）費用総額（万円）（記入） （２）費用総額のうち、参加経営体負担額（万円）（記入） （３）費用を負担した実経営体数（数）（記入） （４）制度的補助金助成の有無（１つ選択） 有り・無し	〔削除〕	○ 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除
	3 漁業管理に係る調整 （全て選択） 組織内の漁業種類間の調整 漁業地区内の他の漁業種類との調整 他の漁業地区・市町村等との調整 遊魚との調整	〔継続〕	

2008 年漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
Ⅴ 調査項目 （ つづき ）	4 漁業管理に関する取決め （ 1 ）文書の周知方法について （ 1 つ選択 ） 文書を配布 掲示板等に掲示 文書の保管 （ 2 ）罰則の内容、確認者の配置 及びそれらについて文書規定 の有無について （ 1 つ選択 ） 操業禁止 罰金 その他 確認者の配置 罰則 確認者の配置	〔 削除 〕	○ 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除
	〔 〕 漁獲物の販売状況		○ 調査員及び報告者負担軽減の観点から削除
	1 販売の形態について （ 1 つ選択 ） 共同販売のみ 共同販売が主 個人販売が主 個人販売のみ	〔 削除 〕	
	2 主な決済方法について （ 1 つ選択 ） 個人決済 プール計算 その他	〔 削除 〕	

2008 年 漁業センサス
海面漁業調査（漁業管理組織調査）の見直し（案）

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
Ⅴ 調査項目 （ つづき ）	3 漁業管理を開始した以降の取組 について (全 て 選 択) 海上での取組 └ 活魚輸送 └ 品質対策 陸上での取組 └ 前処理・加工 └ 販路の開拓 └ 輸送対策	〔 削 除 〕	
	〔 〕 漁業管理の効果 効果の内容について (全 て 選 択) 漁獲量の安定 漁業経費の節減 所得格差の縮小 漁業経営の安定 魚価の安定 漁獲金額の増大・維持 操業秩序の維持 その他	〔 削 除 〕	○ 調査員及び報告者負担軽減の観点から削除

2008 年 漁業センサス
海面漁業調査（海面漁業地域調査）の見直し

区 分	2003 年（第 11 次）漁業センサス	改 正 案	説 明
調査対象	地方公共団体、漁業協同組合、漁業精通者	<u>漁業協同組合</u>	○ 調査員調査へ移行に対応する観点から調査対象を特定
調査範囲	海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）	〔 継 続 〕	○ 調査員調査へ移行に対応する観点から調査対象を特定
調査系統	本 省 農政局・ 取りまとめセンタ - 統計・情報センタ -	本 省 農政局・ <u>農 政 事 務 所</u> 統計・情報センタ - <u>調 査 員</u>	○ 取りまとめセンタ - は農政事務所に再編。 ○ 総人件費改革の対応を踏まえ、職員調査を廃止し、調査員調査へ移行
調査方法	職員による面接聞き取り	<u>調査員による調査客体への調査票配布・回収（自計申告）</u>	○ 調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から、自計申告調査へ移行
調査項目	【指標欄】 1 大海区 2 都府県（支庁） 3 市区町村 4 <u>漁業地区</u>	【指標欄】 1 大海区 2 都府県（支庁） 3 市区町村	○ 統計表章を市町村とするため漁業地区は削除

区 分	2003 年 (第 11 次) 漁 業 セ ン サ ス	改 正 案	説 明
V 調 査 項 目 (つ づ き)	〔 〕 生 産 条 件		
	1 漁 場 環 境 (1) 藻 場 ・ 干 潟 の 有 無 (全 て 選 択) ┌ 藻 場 ┐ └ 干 潟 ┐ └ 天 然 └ 人 工 └ 天 然 └ 人 工 (2) 漁 場 環 境 改 善 へ の 取 組 植 樹 活 動 、 魚 付 き 林 造 成 の 有 無 (全 て 選 択) 植 樹 活 動 魚 付 き 林 海 浜 清 掃 活 動 の 参 加 成 人 の 割 合 (記 入) 男 (割 合) 女 (割 合) 加 工 場 排 水 に 関 す る 協 定 の 有 無 (1 つ 選 択) 協 定 あ り 協 定 な し 合 成 洗 剤 不 使 用 の 取 組 み の 有 無 (1 つ 選 択) 取 組 あ り 取 組 な し	〔 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 把 握 〕 〔 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 把 握 〕 〔 削 除 〕 〔 削 除 〕 〔 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 把 握 〕	○ 藻 場 ・ 干 潟 の 維 持 管 理 活 動 と し て 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 対 応 ○ 植 樹 活 動 、 魚 付 き 林 造 成 の 取 組 活 動 と し て 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 把 握 ○ 調 査 員 及 び 報 告 者 の 負 担 軽 減 よ り 削 除 ○ 調 査 員 及 び 報 告 者 の 負 担 軽 減 よ り 削 除 ○ 合 成 洗 剤 不 使 用 の 取 組 活 動 と し て 漁 業 管 理 組 織 調 査 で 把 握

区 分	2003 年(第 11 次) 漁業センサス	改 正 案	説 明
V 調査項目 (つづき)	(4) 漁業者との協定 (全て選択) 漁港利用 - 実行確認あり - 実行確認なし 漁場利用 - 実行確認あり - 実行確認なし 採捕 - 実行確認あり - 実行確認なし その他 - 実行確認あり - 実行確認なし (5) 遊漁案内業者数(人) (記入) 計 漁業協同組合 漁業者 船宿 その他 (6) 遊漁案内に使用した船の隻数及び 1 隻当たりの年間使用日数 (記入) 隻数(隻) - 釣船 - 瀬渡し船 - その他 日数(日) - 釣船 - 瀬渡し船 - その他	(1) 管轄区域内における遊漁関係団体と連携している取組 (1つ選択) 取組あり 取組なし (2) 取組の内容 (全て選択) 資源保護 体長規制 採捕時期等の規制 禁止区域設定 その他 資源増殖 稚魚等の放流 その他 環境保全 海岸清掃 藻場・干潟の造成・管理 漁場清掃 その他 その他の取組 [削除] [削除]	○ 漁協と遊漁関係団体等との取組を把握するため、調査項目を整理 ○ 調査員及び報告者の負担軽減の観点から削除 ○ 調査員及び報告者の負担軽減の観点から削除

区 分	2003 年(第 11 次) 漁業センサス	改 正 案	説 明
V 調査項目 (つづき)	[] 活性化の取組み 1 都市との交流 (1) 漁業体験及び漁村体験の実施主体及び開催回数 漁業体験 —実施主体 (全て選択) — 都道府県 — 市区町村 — 漁業協同組合 — 観光協会 — 旅行会社 — その他 —開催回数(数)(記入) 漁村体験 —実施主体 (全て選択) — 都道府県 — 市区町村 — 漁業協同組合 — 観光協会 — 旅行会社 — その他 —開催回数(数)(記入) (2) 魚食普及活動の取組みの有無 (全て選択) 実施主体 都道府県 市区町村 漁協(婦人部) 漁協(その他) その他	都市との交流 (1) 漁協の実施する交流活動の取組みについて 活動内容 (全て選択) — 体験型漁業 — 魚食普及活動(イベント) — ホエール等ウォッチング — その他 参加人数 (記入) — 体験型漁業 — 魚食普及活動 — ホエール等ウォッチング — その他 (2) 漁協の運営する水産物直販施設の有無及び利用者数 施設の有無(1つ選択) — あり — なし 利用者数 (記入)	○漁協取組みに限定して把握し、調査項目を整理。

区 分	2003 年 (第 11 次) 漁業センサス	改 正 案	説 明
V 調査項目 (つづき)	2 海洋性レクリエーション (1) 海洋性レクリエーション施設 (記入) 施設数 年間利用客数(100 人) 海水浴場 マリンスポーツ場 キャンプ場 水産物直販 施設数、収納可能客数 民宿 施設数、最大収容隻数 (うち陸上保管分) マリーナ (2) 漁業者との協定は (全て選択) 漁港利用 ☐ 実行確認あり ☐ 実行確認なし 漁場利用 ☐ 実行確認あり ☐ 実行確認なし 採捕 ☐ 実行確認あり ☐ 実行確認なし その他 ☐ 実行確認あり ☐ 実行確認なし	[~ 削除] [都市との交流に移動] [経営体調査で把握] [削除] [削除]	○ 調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から削除 ○ 水産物直販については、都市との交流に移動 ○ 民宿については、漁家民宿に限定して経営体調査で把握し削除 ○ 調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から削除 ○ 調査員及び報告者の負担軽減を図る観点から削除

区 分	2003 年(第 11 次) 漁業センサス	改 正 案	説 明
Ⅴ 調査項目 (つづき)	3 祭り・イベントの実施主体及び開催回数 定期市 └実施主体 (全て選択) ┌ ├ 都道府県 ├ 市区町村 ├ 漁業協同組合 └ その他 └開催回数(数)(記入) 伝統行事・祭り・うち交流志向 └実施主体 (全て選択) ┌ ├ 都道府県 ├ 市区町村 ├ 漁業協同組合 ├ 観光協会 ├ 旅行会社 └ その他 └開催回数(数)(記入) その他のイベント・うち交流志向 └実施主体 (全て選択) ┌ ├ 都道府県 ├ 市区町村 ├ 漁業協同組合 ├ 観光協会 ├ 旅行会社 └ その他 └開催回数(数)(記入)	〔 削除 〕	○ 別途の調査での対応を検討

区 分	2003 年 (第 11 次) 漁 業 セ ン サ ス	改 正 案	説 明
	〔 〕 集 落 の 状 況 (全 て 選 択) 1 施 設 の 整 備 状 況 集 会 場 伝 統 文 化 展 示 施 設 そ の 他 の 文 化 施 設 保 育 所 学 童 保 育 階 段 付 係 船 岸 壁 夜 間 作 業 用 照 明 設 備 屋 根 付 き 岸 壁 休 憩 施 設 ト イ レ (1 つ 選 択) 2 し 尿 処 理 、 公 共 下 水 道 集 落 排 水 施 設 等 合 併 浄 化 槽 ・ 簡 易 浄 化 層 そ の 他 汲 み 取 り 農 業 用 排 水 路 河 川 等 に 直 接 流 す (1 つ 選 択) 3 家 庭 排 水 の 処 理 公 共 下 水 道 集 落 排 水 施 設 等 合 併 浄 化 槽 ・ 簡 易 浄 化 層 農 業 用 排 水 路 河 川 等 に 直 接 流 す そ の 他	〔 削 除 〕	○ 簡 素 ・ 効 率 化 の 観 点 か ら 集 落 に 関 する 項 目 に つ い て は 削 除 。

2008年漁業センサス
内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査）の見直し（案）

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査対象	内水面漁業経営体	内水面漁業経営体（官公庁、学校、試験場を除く）	○官公庁、学校、試験場については、販売を目的としないことから廃止
調査範囲	(1) 内水面漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営むもの (2) 内水面漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営むもの	〔継続〕	
調査系統	本省 農政 局・ 取りまとめセンター セ ター ン ター (一部調査員)	本省 農政 局・ 農政事務所 統計・情報センター 調査員	○取りまとめセンターは農政事務所に統合
調査方法	(1) 職員及び調査員による面接調査 (2) 調査票への記入については、報告者の一部自計申告調査	全面調査員調査 全面自計申告調査	○総人件費改革への対応から、職員調査を廃止し、調査員調査へ移行 ○調査員及び報告者の負担軽減の観点から、他計調査（一部自計申告調査）から自計申告調査へ移行

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
調査項目	指 標 欄 都 府 県 (支 庁) 市 区 町 村 内 水 面 漁 業 調 査 区 客 体 一 連 番 号 経 営 組 織 [] 個人 漁業 経営 体 について 1 満 15 歳 以 上 の 世 帯 員 の 就 業 状 況 (漁 業 に 従 事 し て い る か ど う か に か か わ ら ず 満 15 歳 以 上 全 体 の 世 帯 員 に つ い て 世 帯 員 ごと に 記 入) 名 前 世 帯 員 番 号 満 年 齢 男 女 別 世 帯 の 経 済 的 中 心 者 <u>過 去 1 年 間 非 就 業 で あ っ た 人</u> 過 去 1 年 間 に 従 事 し た 仕 事 に つ い て ・ 自 営 漁 業 ・ 自 営 農 業 ・ <u>そ の 他 の 自 営 業</u> ・ 漁 業 関 連 自 営 業 ・ <u>そ の 他</u> ・ 雇 わ れ ・ 漁 業 雇 わ れ ・ <u>そ の 他</u> 過 去 1 年 間 に 従 事 し た 仕 事 の う ち 主 な 仕 事 自 営 漁 業 に 従 事 し た 日 数 湖 沼 漁 業 の 陸 上 作 業 に 従 事 し た 人 <u>自 営 漁 業 の 経 営 主</u> <u>自 営 漁 業 の 後 継 者</u>	[継 続] 1 漁 業 従 事 者 の 就 業 状 況 (漁 業 に 従 事 し て い る 満 15 歳 以 上 の 世 帯 員 だ け を 世 帯 員 ごと に 記 入) 世 帯 員 番 号 満 年 齢 男 女 別 世 帯 の 経 済 的 中 心 者 <u>新 規 就 業 者</u> 過 去 1 年 間 に 従 事 し た 仕 事 に つ い て ・ 自 営 漁 業 ・ <u>そ の 他 の 自 営 業</u> ・ 雇 わ れ ・ 漁 業 雇 わ れ ・ <u>そ の 他</u> 過 去 1 年 間 に 従 事 し た 仕 事 の う ち 主 な 仕 事 自 営 漁 業 に 従 事 し た 日 数 湖 沼 漁 業 の 陸 上 作 業 に 従 事 し た 人	○ 経 営 組 織 の う ち、官 公 庁 ・ 学 校 ・ 試 験 場 の 区 分 に つ い て は、販 売 を 目 的 と し な い こ と か ら 廃 止 ○ こ れ ま で 満 15 歳 以 上 の す べ て の 世 帯 員 に つ い て 世 帯 員 ごと に 就 業 状 況 を 把 握 し て い た が、報 告 者 の 負 担 軽 減 を 配 慮 し つ つ、漁 業 経 営 に 着 目 し た 統 計 を 作 成 す る た め、漁 業 従 事 者 の み を 世 帯 員 ごと に 就 業 状 況 を 把 握 な お、漁 業 従 事 者 と は、陸 上 作 業、海 上 作 業 の 日 数 を 問 わ ず 漁 業 に 1 日 で も 従 事 し た 者 と す る ○ 過 去 1 年 間 非 就 業 で あ っ た 人 は、自 計 申 告 調 査 へ の 移 行 に 伴 い、簡 素 化 す る 観 点 か ら 廃 止 ○ 新 規 就 業 者 (過 去 に 漁 業 を し て い な か っ た 者、 副 業 と し て 漁 業 を し た 者 の う ち 新 た に 漁 業 を 本 業 と し た 者) に つ い て 新 た に 把 握 ○ そ の 他 の 自 営 業 に つ い て は、報 告 者 負 担 軽 減 の 観 点 か ら 自 営 農 業 も 含 め、一 括 し て 把 握 な お、兼 業 状 況 に つ い て は、家 と し て の 兼 業 種 類 の 項 目 で 把 握 ○ 自 営 漁 業 の 経 営 主 の 把 握 に つ い て は、記 入 欄 の 先 頭 行 を 経 営 主 専 用 と し て 設 定 す る こ と に よ り、間 接 的 に 把 握 す る こ と に す る た め、選 択 項 目 か ら 削 除 ○ 報 告 者 負 担 軽 減 の 観 点 か ら、後 継 者 を 特 定 す る の で は な く、個 人 経 営 体 の 中 に い る か ど う か と し て 別 途 把 握

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	(人数を記入) <u>満14歳以下の世帯員数は何人ですか</u> ┌ 男 └ 女	(人数を記入) <u>世帯員数は何人ですか</u> ┌ 男 └ 女 2 後継者の有無 <u>自営漁業の後継者はいますか</u> 自営漁業の後継者の定義を変更 過去1年間に自営漁業に従事した人のうち 将来自営している漁業の経営主になる予定の人 ↓ 自営している漁業の経営者になる予定の人	○ 満15歳以上の世帯員のうち漁業に従事していない人を世帯員ごとに就業状況を把握しないことから、世帯員数を把握することができなくなるため、満15歳以上の世帯員を含めた世帯員数の把握に変更 ○ 報告者負担軽減の観点から、個人別に後継者を特定するのではなく、個人経営体の中にあるかどうかとして把握 ○ 海面漁業経営体調査の自営漁業の後継者の定義との整合性を図るため
	2 家としての兼業種類は何ですか <u>主な兼業種類</u> (一つ選択) ┌ 自営農業 └ <u>その他の自営業</u> ┌ 漁業関連自営業 └ <u>その他</u> ┌ 雇われ └ 漁業雇われ └ その他 自営漁業と兼業の主従関係	3 家としての兼業種類は何ですか <u>営んだ兼業種類</u> (全て選択) ┌ その他の自営業 └ 雇われ ┌ 漁業雇われ └ その他 <u>営んだ兼業種類の状況</u> (該当者記入) <u>漁家民宿の利用客数</u> [継続]	○ その他の自営業については、報告者の負担軽減の観点から自営農業も含め、世帯として一括して把握 ○ 漁業経営の多角化の実態をより詳細に把握するとともに、地域の活性化や漁業資源との関係を見る指標として利用するため新設
	{ } 湖沼漁業について 1 営んだ漁業種類 ・ 営んだ漁業種類 ・ 販売金額一位 網 - 底びき網・船びき網 網 - 刺網 網 - 定置網 網 - 投網 網 - その他の網漁業 その他 - 釣・はえ縄 その他 - 採貝・採藻 その他 - 籠類 その他 - その他の漁業	[継続]	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	養殖 - 魚類養殖 養殖 - その他の養殖 ・ <u>地方選定漁業種類</u>	地方選定漁業種類については、各都道府県の利活用の状況を踏まえ、その取り扱いを検討	
	2 漁船について 使用した漁船の種類 ・無動力船 ・船外機付船 ・動力船 使用した漁船のうち保有漁船隻数 ・無動力船 ・船外機付船 ・動力船 FRP船 その他 動力船の合計トン数	[継続] 使用した漁船のうち保有漁船隻数 ・無動力船 ・船外機付船 ・ <u>動力船</u>	○ 動力船のうちFRP船、その他については、報告者の負担軽減の観点から、動力船で一括把握 なお、2003年漁業センサスにおいて、動力船に占めるFRP船の割合は98%
	3 通常の湖上作業従事者数 総数 家族 雇用者 性別・男 年齢別 - 男 - 15～29 性別・男 年齢別 - 男 - 30～39 性別・男 年齢別 - 男 - 40～49 性別・男 年齢別 - 男 - 50～59 性別・男 年齢別 - 男 - 60～64 性別・男 年齢別 - 男 - 65～69 性別・男 年齢別 - 男 - 70以上 性別・女 年齢別 - 女	~ [継続] 性別・年齢別 - 女 - 15～29 性別・年齢別 - 女 - 30～39 性別・年齢別 - 女 - 40～49 性別・年齢別 - 女 - 50～59 性別・年齢別 - 女 - 60～64 性別・年齢別 - 女 - 65～69 性別・年齢別 - 女 - 70以上	○ 男女雇用機会均等法の理念に基づき女についても年齢階層別に把握
	4 湖上作業従事日数	[継続]	
	5 過去1年間の漁獲物の販売金額 (記入) 経営体の総販売金額	5 過去1年間の漁獲物の販売金額 (1つ選択) 経営体の総販売金額 <u>販売なし</u> <u>10万未満</u> <u>10～30万</u>	○ 実額で把握した2005年農林業センサスの問題を踏まえ、報告者の記入拒否を避けるため、販売金額規模の選択式に変更

区 分	2003年 漁業センサス	改 正 案	説 明
	6 漁獲魚種 ・ 営んだ養殖種類 ・ 販売金額一位 - 魚類 - こい - 魚類 - ふな - 魚類 - あゆ - 魚類 - うぐい・おいかわ - 魚類 - わかさぎ - 魚類 - さけ・ます類 - 魚類 - しらうお - 魚類 - うなぎ - 魚類 - はぜ類 - 魚類 - その他の魚類 - 貝類 - しじみ - 貝類 - その他の貝類 - 水産動物類 - えび類 - 水産動物類 - あみ類 - 水産動物類 - その他の水産動物類 - その他 ・ <u>地方選定魚種</u>	30～50万 50～100万 100～300万 300～500万 500～1000万 1000～2000万 2000～5000万 5000～1億 1億円以上 〔 継 続 〕 地方選定魚種については、各都道府県の利活用の状況を踏まえ取り扱いを検討	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	〔 〕内水面養殖業について (記入及び選択) 1 営んだ養殖種類 ・営んだ養殖種類 ・販売金額一位 ・施設面積 ・使用面積 食用 - にじます 食用 - その他ます類 食用 - あゆ 食用 - こい 食用 - ふな 食用 - うなぎ 食用 - すっぽん 食用 - その他 種苗用 - ます類 種苗用 - あゆ 種苗用 - こい 種苗用 - その他 観賞用 - 錦ごい 観賞用 - きんぎょ 真珠 ・ <u>地方選定養殖種類</u>	1 営んだ養殖種類 ・営んだ養殖種類 ・販売金額一位 ・施設面積 ・使用面積 食用 - にじます 食用 - その他ます類 食用 - あゆ 食用 - こい 食用 - ふな 食用 - うなぎ 食用 - すっぽん 食用 - <u>海水魚種(ヒラメ等)</u> 食用 - その他 種苗用 - ます類 種苗用 - あゆ 種苗用 - こい 種苗用 - その他 観賞用 - 錦ごい 観賞用 - きんぎょ 真珠 地方選定養殖種類については、各都道府県の利活用の状況を踏まえ取り扱いを検討	○非沿海地域において、近年、海水魚種の養殖経営体が増加していることから追加
	2 養殖方法別養殖規模 ・営んだ養殖方法 ・販売金額一位 ・養殖池数 ・養殖面積 池中養殖 - 止水式 池中養殖 - 流水式 池中養殖 - 循環式 ため池養殖 網いけす養殖 その他養殖	〔継続〕	
	3 池中養殖の加温・保温施設 全国養殖種類番号 施設面積 使用期間 ・種苗期 ・育成期 ・種苗期と育成期	〔削除〕	○自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	4 通常の養殖業従事者数 総数 家族・雇用者 - 家族 家族・雇用者 - 雇用者 性別・男 年齢別 - 男 - 15～29 性別・男 年齢別 - 男 - 30～39 性別・男 年齢別 - 男 - 40～49 性別・男 年齢別 - 男 - 50～59 性別・男 年齢別 - 男 - 60～64 性別・男 年齢別 - 男 - 65～69 性別・男 年齢別 - 男 - 70以上 性別・女 年齢別 - 女	～ 〔継続〕 性別・年齢別 - 女 - 15～29 性別・年齢別 - 女 - 30～39 性別・年齢別 - 女 - 40～49 性別・年齢別 - 女 - 50～59 性別・年齢別 - 女 - 60～64 性別・年齢別 - 女 - 65～69 性別・年齢別 - 女 - 70以上	○男女雇用機会均等法の理念に基づき女についても年齢階層別に把握
	5 過去1年間の収獲物の販売金額 (記入) 経営体の総販売金額	5 過去1年間の漁獲物の販売金額 (1つ選択) 経営体の総販売金額 販売なし 10万未満 10～30万 30～50万 50～100万 100～300万 300～500万 500～1000万 1000～2000万 2000～5000万 5000～1億 1億以上	○実額で把握した2005年農林業センサスの問題点を踏まえ、報告者の記入拒否を避けるため、販売金額規模の選択式に変更
	6 用水、排水、種苗、収獲物の販売状況(販売金額一位が真珠の場合は除く。)	〔削除〕	○自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止
	用水の種類 ・湧水 ・河川水 ・汲み上げによる地下水		

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	・ かんがい用水 ・ 湖水 ・ 温泉水 ・ 工場の温排水 ・ その他 排水の処理 ・ 浄化処理 - 行っている ・ 浄化処理 - 行っていない ・ 浄化処理方法 - ろ過装置 ・ 浄化処理方法 - その他 種苗の調達方法・購入先 ・ 調達方法 - 購入種苗のみ ・ 調達方法 - 購入種苗が主 ・ 調達方法 - 自家種苗が従 ・ 調達方法 - 自家種苗のみ ・ 購入先 - 試験研究機関 ・ 購入先 - 漁協 ・ 購入先 - 種苗業者 ・ 購入先 - その他 収獲物の販売状況 ・ 漁協・農協 ・ 問屋・小売商 ・ 旅館・飲食業 ・ 水産加工場 ・ 釣堀 ・ 養殖業経営体 ・ 家庭消費者 ・ その他 収獲物の販売形態 ・ 活魚 ・ 鮮魚 ・ 加工品 ・ その他	〔 削除 〕 〔 削除 〕 〔 削除 〕 〔 削除 〕	○ 自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止 ○ 自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止 ○ 自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止 ○ 自計申告調査への移行に伴い、簡素化する観点から廃止

2008年 漁業センサス
内水面漁業調査（内水面漁業地域調査）の見直し（案）

区分	2003年 漁業センサス	改正案	説明
調査対象	地方公共団体、内水面漁業地域を管理する漁業協同組合の代表者、遊漁案内業者及び漁業精通者	<u>内水面漁業協同組合の代表者</u>	○調査員調査への移行に対応する観点から、調査対象を特定
調査範囲	<u>琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦における漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第1項から第5項第4号に規定する漁業権行使区域、並びに同法6条第5項第5号に規定する共同漁業権が設定されている河川・湖沼であって漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域</u>	<u>内水面漁業協同組合の代表者</u>	○調査員調査への移行に対応する観点から、調査対象を特定
調査系統	本 省 農 政 局 ・ 取りまとめセンター セ ン タ ー	本 省 農 政 局 ・ <u>農 政 事 務 所</u> 統計・情報センター <u>調 査 員</u>	○取りまとめセンターは農政事務所に統合 ○総人件費改革への対応から、調査員調査へ移行
調査方法	職員調査による面接聞き取り調査	<u>全面調査員調査及び全面自計申告調査</u>	○総人件費改革への対応から、職員調査を廃止し、調査員調査へ移行 ○調査員、報告者の負担軽減の観点から、他計調査から自計申告調査へ移行

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目	指標欄 都府県（支庁） 市区町村 内水面漁業地域 水系 小水系	指標欄 都府県（支庁） 市区町村 漁協の種類（連合会、河川、湖沼、養殖） 水系 小水系 漁協一連番号	○ 漁業地域の設定を廃止するため、指標欄から削除 ○ 調査員調査への移行に対応する観点から、調査対象を特定したことに伴う指標の設置 ○ 調査対象を特定したことに伴う指標の設置
		{ } 組合員数 1 組合員数（11月1日現在） ├ 正組合員数 └ 准組合員数 総数	○ 内水面漁業協同組合員数を11月1日現在で正組合員、准組合員別に把握
	{ } 生産条件 （記入及び選択） 1 漁場環境（施設数把握） 河川・湖沼関連施設 ├ 堰堤 ├ うち、魚道つき ├ 魚礁 └ 産卵場 植樹活動及び魚付き林の造成の有無 河川・湖沼の清掃活動に参加した成人の男女別割合 ├ 男性（割） └ 女性（割） 過去1年間に行った漁場環境改善への取組 ├ 種苗生産・放流の取組 ├ 中間育成の取組 ├ 保護水面の管理 ├ 産卵場の造成管理 ├ 魚道の管理 └ 外来魚の駆除	{ } 生産条件 （記入及び選択） 1 漁場環境（施設の有無） 河川・湖沼関連施設 ├ 堰堤 ├ うち、魚道つき ├ 魚礁 └ 産卵場 [継続] 河川・湖沼の清掃活動の有無 [継続]	○ 自計申告調査への移行に伴い、調査を簡素化するため、施設数の把握から施設の有無のみの把握へ変更 ○ 自計申告調査への移行に伴い、調査を簡素化するため、男女別割合の把握から清掃活動の有無のみの把握へ変更

区 分	2003年 漁業センサス	改 正 案	説 明
	過去 1 年間に生産した種苗の種類 - さく河性 - しろざけ - さく河性 - さくらます - さく河性 - その他 - 陸封性 - にじます - 陸封性 - あまご - 陸封性 - やまめ - 陸封性 - いわな - 陸封性 - その他 - あゆ - こい - ふな - その他 放流の取組 - さく河性 - しろざけ - さく河性 - さくらます - さく河性 - その他 - 陸封性 - にじます - 陸封性 - あまご - 陸封性 - やまめ - 陸封性 - いわな - 陸封性 - その他 - あゆ - こい - ふな - うなぎ - その他の魚類 - 貝類 - わかわぎ卵 - その他の卵	〔 継 続 〕 〔 継 続 〕 放流量の単位について、実態を踏まえ、その取り扱いを検討 (2003年 漁業センサス、単位) 魚類 1,000尾 貝類 kg 卵 10,000粒 組合員鑑札・遊漁承認証発行(枚数) - 正・准組合員別 - 年間 - 期間 - 当日 - 遊漁者 - 年間 - 期間 - 当日	○ 漁業協同組合が管理している組合員鑑札・遊漁承認証発行状況について種類別に把握(関係部局と調整中)

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	[] 活性化の取組 (記入及び選択) 1 地域との交流 地域との交流 (実施主体別に把握) └ 祭・イベント └ 実施主体 - 都道府県 └ 実施主体 - 市区町村 └ 実施主体 - 漁業協同組合 └ 実施主体 - その他 └ 開催回数 うち漁業体験 └ 実施主体 - 都道府県 └ 実施主体 - 市区町村 └ 実施主体 - 漁業協同組合 └ 実施主体 - その他 └ 開催回数 親水性レクリエーション └ キャンプ場 └ 施設・場所数 └ 年間利用客数 └ 水上スポーツ場 └ 施設・場所数 └ 年間利用客数 └ 水産物直販店 └ 施設・場所数 └ 年間利用客数	[] 活性化の取組 (記入及び選択) 1 地域との交流 地域との交流 漁業協同組合の実施する交流活動 の取組を把握 [削除] ・ 活動内容 (すべて選択) └ 体験型漁業 └ 魚食普及活動 └ 釣り大会 └ その他 ・ 参加人数 (記入) └ 体験型漁業 └ 魚食普及活動 └ 釣り大会 └ その他 [削除] [削除] 漁業協同組合が運営する水産物直 売施設の有無及び利用者数 ・ 施設の有無 └ あり └ なし ・ 年間利用者数 (記入)	○ 報告者を漁業協同組合の代表者に変更することから、漁業協同組合が実施している取組について把握し、調査項目を整理 ○ 生産条件に関連するものに限定した調査とする観点から廃止 ○ 報告者を漁業協同組合の代表者に変更することから、漁業協同組合が実施している取組活動について把握 ○ 自計申告調査への移行に伴い廃止 ○ 自計申告調査への移行に伴い廃止 ○ 報告者を漁業協同組合の代表者に変更することから、漁業協同組合が運営している施設について把握

区 分	2003年 漁業センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	{ } 内水面漁業集落について (選 択) 漁業集落の名称 漁業集落番号 社会教育施設の整備状況 ├ 集会場・公民館 ├ 伝統文化展示施設 └ その他の文化施設 し尿処理 ├ 水洗 - 公共下水道 ├ 水洗 - 集落排水施設等 ├ 水洗 - 合併浄化槽・簡易浄化槽 ├ 水洗 - その他 └ 汲み取り 家庭雑廃水の処理 ├ 公共下水道 ├ 集落排水施設等 ├ 合併浄化槽 ├ 農業用排水路・河川等に直接流 └ す └ その他	{ 削除 }	○ 調査の簡素・効率化の観点から廃止

2008年漁業センサス
水産物流通機関調査の見直し（案）

区 分	2003年 漁業センサス	改正案	説 明
調査対象	水産物流通機関 ・ 魚市場 ・ 水産物卸売業者 ・ 水産物買受人	・ 魚市場	○ 調査の簡素・効率化の観点から水産物卸売業者及び水産物買受人への調査は廃止
調査範囲	沿海市区町村	〔 継 続 〕	
調査系統	本 農 政 取 り ま と め セ ン タ ー セ ン タ ー 調 査 員 省 ・ 局 農 政 事 務 所 セ ン タ ー 調 査 員	本 農 政 取 り ま と め セ ン タ ー セ ン タ ー 調 査 員 省 ・ 局 農 政 事 務 所 セ ン タ ー 調 査 員	○ 取りまとめセンターは農政事務所に統合
調査方法	調査員が調査客体に対し調査票を配付して行う自計申告	〔 継 続 〕	

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目	【魚市場用】 指標欄 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 市場一連番号	大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 市場一連番号 市場の種類 市場の開設者	○市場の種類及び市場の開設者については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	1 市場の種類 （１つ選択） 中央卸売市場 地方卸売市場 その他 →内容を記載	指標欄に移動	○市場の種類については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	2 市場の開設者 （１つ選択） 地方公共団体 漁業協同組合 漁協連合会 会社 個人	指標欄に移動	○市場の開設者については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	3 卸売りするために使用 できる売場の最大面積 （記入） 売場面積（㎡）	〔継続〕	
	4 11月１日現在、魚市場に 所属する人数 （記入） 水産物卸売業者数（人） 水産物買受人数（人）	4 11月１日現在、魚市場に 所属する 業者 数 （記入） 水産物卸売業者数（ 業者 ） 水産物買受人数（ 業者 ）	卸売業者及び買受人は事業主体であるため、単位を「人」から「業者」に変更

区 分	2003年 漁業センサス	改正案	説 明
調査項目 (つづき)	5 過去1年間に開場した日数 (記入) 年間開場日数(日)	〔削除〕	○不定期に開場する市場は調査対象外であり、 通年営業する市場では開場日数に大きな差はな く、年間250日以上開場した市場が約8割を占 めていることから調査を廃止
	6 過去1年間の取扱高 (記入) 数量(トン) ┌ 総数 ├ うち活魚 ├ 水揚量 ├ 搬入量 └ うち輸入品 金額(万円) ┌ 総額 ├ うち活魚 └ うち輸入品	〔継続〕	
	7 活魚槽の有無 (1つ選択) 活魚槽あり 活魚槽なし	〔削除〕	○年間取扱高に占める活魚の割合は少なく、数 量で約2%、金額で約7%となっており、また 過去の調査結果から大きな変動はなく推移して いることから調査を廃止
	8 過去5年間の衛生管理 施設への投資金額 (1つ選択) 100万円未満 100～500 500～1,000 1,000～5,000 5,000～1億円 1～5 5～10 10億円以上	〔削除〕	○本項目は、品質・衛生管理の高度化の推進に 必要な基礎資料の提供を目的として2003年に新 設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る 観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休 止

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	9 廃棄物の再生利用への 取組み (全 て 選 択) 魚 類 等 の 残 滓 ┌ 市 場 で 再 生 処 理 │ 再 生 処 理 の 業 者 に 引 き 渡 し └ 廃 棄 処 理 の 業 者 に 引 き 渡 し 魚 箱 ┌ 市 場 で 再 生 利 用 │ 再 生 処 理 の 業 者 に 引 き 渡 し └ 廃 棄 処 理 の 業 者 に 引 き 渡 し	[削 除]	○ 本項目は、水産物の加工流通過程における環境への負荷の低減、リサイクルの促進に必要な基礎資料の提供を目的として2003年に新設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休止
	10 取引後の電算処理 (全 て 選 択) 市況情報の電算入力 精算業務の電算入力 決済業務の電算入力 すべて手集計	[削 除]	○ 本項目は、水産物流通の効率化へ向けた電子取引及び低コスト物流システム等の構築を推進するための基礎資料の提供を目的として2003年に新設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休止
	【水産物卸売業者用】 (指 標 欄) 1 経営組織 漁業協同組合 漁協連合会 会社 個人 その他 2 11月1日現在の従業者数 男性 女性 3 過去1年間の取扱高 数量 ┌ 総数 ├ 水揚量 └ 搬入量 金額	[削 除]	○ 調査の簡素・効率化の観点から水産物卸売業者及び水産物買受人への調査は廃止

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	【水産物買受人用】 1 業態区分 出荷 卸 加工 小売_店舗あり 小売_店舗無し その他 2 11月 1 日現在の従業者数 男性 女性 3 過去 1 年間の取扱金額 100万円未満 100万～500万円 500万～1,000万円 1,000万～5,000万円 5,000万～1億円 1億～5億円 5億～10億円 10億円以上	[削除]	○調査の簡素化・効率化の観点から水産物卸売業者及び水産物買受人への調査は廃止

2008年漁業センサス
冷凍・冷蔵、水産加工場調査の見直し（案）

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査対象	冷凍・冷蔵工場 及び水産加工場	〔継続〕	
調査範囲	全 国	〔継続〕	
調査系統	本 省 農 政 局 ・ 取りまとめセンター セ ン タ ー （ 一 部 調 査 員 ）	本 省 農 政 局 ・ 農 政 事 務 所 セ ン タ ー 調 査 員	○ 取りまとめセンターは農政事務所に統合 ○ 全部調査員調査化
調査方法	調査客体数が3以上の市区町村については調査員、2以下の市区町村についてはセンター職員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査	調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査	○ 総人件費改革への対応から、職員調査を廃止し、調査員調査へ移行
調査項目	【指標欄】 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 事業所一連番号	【指標欄】 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 事業所一連番号 事業所の形態	○ 事業所の形態については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	【共通部分】 1 事業所の形態 (1 つ選択) 個人 会社 組合_水産業協同組合 組合_その他 その他 →具体的に記入	指標欄に移動	○事業所の形態については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	2 - 1 過去1年間に営んだ事業 (全て選択) 冷凍・冷蔵倉庫業 水産加工業 漁業・養殖業 水産物卸売業 水産物仲卸(買)業 水産物小売業 その他 →具体的に記入	[継続]	
	2 - 2 主とする事業 (上記から1つ選択)		
	3 11月1日現在の従業者数(人) (記入) 常雇 〔 男性 女性 〕 臨時雇・日雇 〔 男性 女性 〕	3 11月1日現在の従業者数(人) (記入) 常雇 〔 男 女 〕 <u>常雇のうち、外国人</u> 臨時雇・日雇 〔 男 女 〕 <u>臨時雇・日雇のうち、外国人</u>	○水産加工業における外国人の就業実態を把握するため、常雇、臨時雇・日雇別の外国人従業者数を追加 ○「男性」「女性」の表現を「男」「女」に変更 ○産業統計の視点から、常雇及び臨時雇・日雇の定義を事業所・企業統計調査等の定義に合わせる。 「常雇」 雇用契約1年以上 → 1か月以上雇用 「臨時雇・日雇」 雇用契約1年未満 → 1か月以内の雇用、又は日々雇用

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	4 過去5年間の衛生管理 施設への投資金額 (1つ選択) 100万円未満 100～500 500～1,000 1,000～5,000 5,000万～1億円 1億円以上	[削除]	○本項目は、品質・衛生管理の高度化の推進に必要な基礎資料の提供を目的として2003年に新設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休止
	【冷凍・冷蔵工場】 1 冷凍・冷蔵庫の用途 (1つ選択) 営業用 自家用	[継続]	
	2 - 1 過去1年間の利用者 (全て選択) 寄託品 ├ 水産業協同組合 ├ 組合員 ├ 水産会社 ├ 卸売業者 ├ 買受人 ├ 加工業者 └ その他 自営品	[継続]	
	2 - 2 主な利用者 (上記から1つ選択)		
	3 冷凍・冷蔵庫の能力 (記入) 製氷能力(トン/日) 冷蔵能力(トン) ├ うち、容積建保管契約分 └ うち、貯氷分 凍結能力(トン/日)	3 冷凍・冷蔵庫の能力 (記入) 冷蔵能力(トン) 凍結能力(トン/日)	「製氷能力」は、水産物の凍結及び冷蔵能力に直接的には関係ないため削除 「容積建保管契約分」及び「貯氷分」は、冷蔵能力の6%程度しかなく、事業実態を表す指標となりにくいため削除

区 分	2003年 漁業 センサス	改 正 案	説 明
調査項目 (つづき)	【水産加工場】 1 - 1 過去1年間に生産した 水産加工品の種類 (全て選択) 冷凍水産物 缶・びん詰 ねり製品 └ かまぼこ類 └ 魚肉ハム・ソーセージ類 冷凍食品 素干し品 塩干品 煮干し品 塩蔵品 くん製品 節製品 その他の食用加工品 └ 塩辛類 └ 水産物漬物 └ 調味加工品 └ 水産物つくだ煮類 └ 乾燥・焙焼・揚げ加工品 └ その他 └ その他 寒天 焼・味付のり 油脂 ㊦ 飼肥料 1 - 2 主な加工種類 (販売金額第1位の加工種類) (上記から1つ選択)	1 - 1 過去1年間に生産した 水産加工品の種類別生産量 (記入) [継続] [継続]	○水産加工統計調査の母集団情報として必要な項目として、加工品の種類別に生産量を把握

区分	2003年漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	2 過去 1 年間に水産加工品 を製造した総日数 製造日数(日) (記入)	[削除]	○加工場によって製造日数に大きな差はなく、 200日以上製造した加工場が約 7 割を占めてい ること、又、主とする加工種類別にみても「煮 干し品」及び「寒天」以外は全て 250～299 日製 造した客体が最も多いことから廃止。
	3 過去 1 年間に販売した 水産加工品の総額 (1 つ選択) 100万円未満 100～500 500～1,000 1,000～5,000 5,000万～1億円 1～5 5～10 10億円以上	[継続]	
	4 - 1 原材料の仕入れ先 (全て選択) 国産品 ├ 市場の卸売業者 ├ 仲卸問屋 ├ 加工業者 ├ 自家生産物 ├ 漁業者 └ その他 →具体的に記入 輸入品 ├ 貿易商社 ├ 市場の卸売業者 ├ 仲卸問屋 ├ 加工業者 ├ 自社輸入 └ その他 →具体的に記入	[削除]	○本項目は、流通経路が多様化している中で、 水産物の生産から消費までの物流を体系的に把 握するために2003年に新設した項目であるが、 報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延 長し、2008年は調査を休止 (関係部局と調整中)
	4 - 2 使用する原材料のうち 輸入品の占める割合 (記入) 輸入品の仕入れ割合(割)		

区 分	2003年 漁業センサス	改正案	説明
調査項目 (つづき)	5 水産加工品の出荷先 (全て選択) 漁協の市場又は荷さばき所 漁協以外の卸売市場 流通業者・加工業者 小売業者 生協 外食産業・給食業者等 直売所 自家販売 その他 →具体的に記入	[削除]	○本項目は、水産物の生産から消費までの物流を体系的に把握するために2003年に新設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休止 (関係部局と調整中)
	6 魚類等の残滓の再生利用 への取組み (全て選択) 工場での再生処理 再生処理の業者に引き渡し 廃棄処理の業者に引き渡し	[削除]	○本項目は、水産物の加工流通過程における環境への負荷の低減、リサイクルの促進に必要な基礎資料の提供を目的として2003年に新設した項目であるが、報告者負担の軽減を図る観点から調査周期を延長し、2008年は調査を休止